

医療介護総合確保促進法に基づく県計画（案）について

1 計画策定の趣旨

- 医療介護総合確保促進法（平成 26 年 6 月制定）に基づき、都道府県毎に設置する「地域医療介護総合確保基金」（国 2/3、県 1/3）を活用して実施する事業の計画を策定するもの。
- 積立年度毎に事業計画を策定することとなっており、県医師会等の関係団体と協議のうえ平成 26 年度の事業計画（案）を整理した。

2 平成 26 年度計画（案）の概要

(1) 医療介護総合確保区域の設定

村山、最上、置賜、庄内の 4 区域（二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ）を設定。

(2) 計画の目標

基金の対象とされる 3 分野（①在宅医療・介護サービスの充実、②医療従事者等の確保・養成、③病床の機能分化・連携）のうち、今年度の取り組みの中心となる①及び②について目標を設定。

①在宅医療・介護サービスの充実

- ・在宅医療に取り組む医療機関の数
87 医療機関（H25 年度末） → 90 医療機関以上（H26 年度末）
- ・在宅医療連携拠点の数
1 箇所（H25 年度末） → 3 箇所以上（H26 年度末）

②医療従事者等の確保・養成

- ・人口 10 万人対医師数
225.5 人（全国 237.8 人）（H24 年） → 全国平均以上（H26 年）
- ・県内看護学校新卒者の県内就業率
64.4%（H25 年度） → 66%以上（H26 年度）

※ 介護については、平成 27 年度以降の事業計画において対象。

※ 平成 27 年度以降は、市町村毎に策定する「市町村計画」に掲載された事業も含めた県計画を策定。

(3) 事業評価の方法

計画の事後評価に当たっては、山形県保健医療推進協議会の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行いながら、計画を推進。

(4) 計画に記載する事業 (資料 2 - 2)

①在宅医療・介護サービスの充実	13 事業	4.3 億円
②医療従事者等の確保・養成	26 事業	5.1 億円
③病床の機能分化・連携	3 事業	1.4 億円
合 計	42 事業	10.8 億円(国 7.2 億円、県 3.6 億円)

3 今後の手続き等

- 9 月中 厚生労働省への計画 (案) の提出
- 10 月中 厚生労働省から基金設置のための交付金額の内示
(厚生労働省への計画の提出、交付申請)
- 11 月中 厚生労働省から交付金の交付
- 12 月 12 月議会において基金設置 (条例制定)、予算措置